

平成24年度 常陸太田市第2次情報化計画 (情報化の施策)の実績調べ

| 主要事項 | 実施事項 | 現状 | 具体的施策 | 目標 | 平成24年度実施内容 | 実績 (平成20年度～平成24年度累計) | | 目標 (平成24年度) | | 達成率 (%) | 進捗度 | 課題・問題点等 | 所管課等 |
|---------------|--------------------------|---|---|---|---|---|---|------------------|--------|---|---|---------|-------|
| | | | | | | 項目 | 数値 | 項目 | 数値 | | | | |
| 1 快適な生活の実現 | (1) ブロードバンド・ゼロ地域の解消 | 光ファイバによるインターネット接続サービスは、市街地を中心に提供されつつある。ADSLによるインターネット接続サービスは、市内のNTTの交換局9局舎のうち、里川局が利用できない。また、ADSLサービス提供地域においても、局舎からの距離やノイズ、利用希望者までの回線間に光ファイバが収容されているなどが原因で、利用できない地域がある。 | 通信事業者に対し、ブロードバンドサービス未提供地域におけるサービスの提供開始を働きかける。県と市町村および通信事業者で構成するブロードバンド環境整備対策研究会に参加し、対策を検討する。WiMAXなど無線の技術を利用したブロードバンド接続について、調査研究する。通信事業者による整備が困難な場合には、国や県の助成制度を活用して、ブロードバンド未提供地域の解消について検討する。 | ブロードバンド利用不可能世帯数 0世帯 | 平成23年度に常陸太田市全域において、ブロードバンドサービスが提供された。 | ブロードバンド利用不可能世帯数 | 0 | ブロードバンド利用不可能世帯数 | 0 | 100.00 | A | なし | 情報政策課 |
| | (2) 携帯電話不感地域の解消 | 本市には、携帯電話の電波を受信できないいわゆる不感地域が、山間部を中心に点在している。通信事業者の採算性等の理由により、携帯電話の基地局が整備されていない状況にある。 | 市民から幅広く情報提供を受けて、不感地域の把握に努め、把握した不感地域の情報を基に通信事業者に対し、基地局の整備を働きかけていく。通信事業者による整備が困難な場合には、国や県の助成制度を活用して、基地局の整備を検討する。 | 携帯電話不感地域世帯数 約220世帯 携帯電話通話可能世帯率 98.9% | ・携帯電話不感地域調査 平成24年8月1日 ・通信事業者への働きかけによる携帯電話の基地局整備状況 NTTドコモ (上宮河内町) ・茨城県の移動通信用鉄塔施設設置支援事業費補助事業を活用し、上宮河内町岩部地区、棚谷町高野地区、小妻町笠石地区、上深萩町上下幡地区・下幡地区に移動通信用鉄塔施設を整備した。 ・携帯電話不感地域世帯数 32世帯 ・携帯電話通話可能世帯率 99.84% | 携帯電話不感地域世帯数 32 携帯電話通話可能世帯率 99.84 | 携帯電話不感地域世帯数 32 携帯電話通話可能世帯率 98.9 | 687.5 100.95 | A A | なし | 情報政策課 | | |
| | (3) 地上デジタル放送難視聴地域解消 | アナログ波によるテレビ放送は、平成23年7月24日をもって終了。放送事業者は、平成21年度までに市内の全中継局が地上デジタル放送対応となるよう整備を予定しているが、電波の弱い場所や山間部などにおいて視聴困難となる恐れがある。 | 市民から幅広く情報提供を受けて、地上デジタル放送による難視聴地域の把握に努める。地上デジタル放送の難視聴地域が生じた場合、国や放送事業者に対し対策を要望する。難視聴が想定される共聴組合に対し、地上デジタル放送対策の説明会を関係機関と共同で開催する。地上デジタル放送を受信するために、共聴組合が行う施設の新設および改修について、国の助成制度の活用を推進する。 | 地上デジタル放送力パー率(世帯単位) 98.5% | ・難視聴地区の恒久対策説明会(町屋地区) ・共聴組合設立に向けた意向調査(5日間 町屋地区) ・新たな難視エリア世帯数 220世帯 | 地上デジタル放送力パー率(世帯単位) 98.9 | 地上デジタル放送力パー率(世帯単位) 98.5 | 100.41 | A | 受信困難な地域では、暫定措置として衛星で受信する方法で対応しているが、暫定措置期限が平成27年3月末までとなっているので、解決に向け支援を図る必要がある。 | 情報政策課 | | |
| | (4) 情報教育の市民講座の拡充 | 生涯学習センターにおいて、情報教育の市民講座を開講しているが、初心者向けの講座、新しい講座の受講希望者は多く、中級者向けの講座は少ない傾向にある。また、毎年受講希望者が減少している状況にある。 | 市民のニーズを把握して実用的な講座を計画する。多くの市民が受講できるよう、時間や回数を検討する。 | 14講座(60講習) | 平成20年度情報通信技術(IT)講習会 合計 9講座 29講座 受講率 35% 平成21年度情報通信技術(IT)講習会 合計 11講座 30講習 受講率 50% 平成22年度情報通信技術(IT)講習会 合計 15講座 31講習 受講率 45% 平成23年度情報通信技術(IT)講習会 合計 13講座 24講習 受講率 64% 平成24年度情報通信技術(IT)講習会 合計 13講座 23講習 受講率 65% | H21～H24 IT講習会講座数(平均) 12.2 | H24 IT講習会講習数 60 | 87.14 | B | 平成23年度に比べ、平成24年度は受講率はほぼ同率である。講習数については、目標には及ばないが、講座数についてはほぼ計画どおり推進できたものと思われる。今後も市民のニーズに応える講座の企画が必要である。 | 生涯学習センター | | |
| | (5) 情報キオスク端末の利用拡充 | 個人でパソコンを所有していない市民やインターネットの利用機会が少ない市民のため、本庁舎、各支所、生涯学習センターにインターネットが利用可能な情報キオスク端末を設置しているが、一部端末を除いて利用頻度が少ない状況にある。 | 情報キオスク端末の設置場所を含め、使いやすい画面構成、利用方法等について検討する。パソコンなどの情報通信機器の利用機会が少ない市民に対しては、インターネットを体験できる機会を設けるなど、機器操作に慣れ親しむことができる環境づくりに努める。 | 情報キオスク端末の画面構成見直し | メンテナンス及び提供情報の更新を実施した。 | 情報キオスク端末の画面構成見直し | | | B | なし | 情報政策課 | | |
| 2 安全・安心な生活の実現 | (1) 小中学校における情報教育の充実 | 電子メールや掲示板を使った陰湿ないじめが社会問題化してきていることから、児童・生徒に情報化社会のルールやインターネットに潜む危険性を理解させる必要性が生じてきている。また、本市の全中学校では外部講師を招き研修会を実施しているが、インターネットや携帯電話の利用者の低年齢化が進んでいることから、小学校においても情報モラルの指導が必要になってきている。 | インターネットに潜む危険性の理解を深めてもらうため、全中学校において、生徒・保護者・教職員に対し、情報化社会のルールやインターネット上の危険性についての研修会を開催し、情報道德教育の拡充を図る。小学校高学年児童に対し、情報モラルの研修を行う。 | 市内全小学校8校における指導 携帯電話・インターネットに関する指導の実施 情報モラルの指導の実施 市内小学校高学年における指導 携帯電話・インターネットに関する指導の実施 | 市内全小学校14校、全中学校8校において、携帯電話やスマートフォン、インターネット等の使用における危険性や被害発生時の対処について、外部講師(茨城県メディア教育指導員、茨城県警察本部、NTTドコモ)による保護者・児童生徒向けの講習会を実施した。さらに、県の事業である「さわやかマナーアップ運動」等の取組の中で、児童生徒の主体的な活動を重視しながら、携帯電話等の正しい使い方や利用時の危機回避など、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育を行った。 | 情報モラルの指導 22 携帯電話・インターネットに関する指導の実施 22 | 情報モラルの指導 22 携帯電話・インターネットに関する指導の実施 22 | 100.00 100.00 | A A | 児童生徒、保護者を対象とした講習会について、多くの保護者に参加してもらうため実施時期や方法を工夫していく必要がある。また、携帯電話からスマートフォンへの利用者が増加していることから、スマートフォン特有の課題についても保護者を含めて十分に周知を図り、児童生徒自身が被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さないという視点で情報モラル教育を実施していく。 | 指導室 情報政策課 | | |
| | (2) 防災行政無線による防災・防犯情報提供 | 防災行政無線は、市民が安全で安心して生活できるよう、防災関係情報をはじめとする必要な情報を伝えているが、緊急時に情報を迅速に伝えることが必要である。また、放送を聴き逃した方や再度放送を聴きたい方等のために、テレフォンサービスを実施しているが、放送した内容を市民に的確に伝えることが必要である。 | 緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、24時間体制で市民に瞬時に伝達できるようにするため、平成20年度に全国瞬時警報システムを導入する。防災行政無線で放送した内容のホームページへの掲載 | 全国瞬時警報システムの運用 防災行政無線の災害情報についてホームページへの掲載及びメール斉配信サービス・Facebook・twitter・エリメールによる配信 防災行政無線のシステム(パソコン)の更新を実施 | 全国瞬時警報システムの運用 防災行政無線で放送した内容のホームページへの掲載 | | 全国瞬時警報システムの運用 防災行政無線で放送した内容のホームページへの掲載 | | A | 電波のデジタル化に伴う防災行政無線のデジタル化への移行 ※デジタル化に伴い各家庭へ配布している戸別受信機を含め機器全体の更新が必要 | 総務課 | | |
| 3 活力あるまちの実現 | (1) 住民参画型のホームページの構築 | 本市は、平成9年7月1日のホームページ開設以降、行政情報・観光情報の充実に取り組んできた。一方、市民アンケートにおいて、「市のホームページがわかりにくい」「情報が探にくい」「情報を整理してほしい」といった意見があり、市民にとってより使いやすい、市外の方が閲覧する時に、本市の情報の玄関口となるようなホームページにしたい必要がある。 | 市民が必要な情報を検索できるよう、利用者の視点に立ち、市民の意見を取り入れる仕組みを構築する。市外の方に対して、本市の情報の玄関口となるようなホームページを再構築する。ホームページを通して市民がまちづくりに参加できるよう電子会議室・掲示板の設置を検討する。 | ホームページのアクセス件数 2,470件(1日平均678件) | ・ツイッターとfacebookを活用し、情報を発信した。 ・ホームページのリニューアルを実施し、映像による市の魅力発信とイメージアップ、情報検索の利便性向上、リアアップリケーションを図った。 | 平成24年度ホームページのアクセス件数 335,447 | ホームページのアクセス件数 247,470 | 135.55 | A | なし | 情報政策課 | | |
| | (2) 観光情報の受発信 | 本市には、西山荘をはじめとする歴史的建造物や電神峡・里美牧場といった自然景観等、数多くの観光資源が存在する。これらの魅力を伝え、本市を訪れる方が一人でも多くなるよう、観光情報のホームページを開発したが、利用者の必要な情報が提供できるよう内容の充実を図る必要がある。 | 市商工会や観光協会、グリーンふるさと振興機構等各種関係団体と連携し、最新の情報を提供できるよう、情報発信体制の充実を図る。希望者に対し、イベント等のメール配信による情報提供を検討する。口コミ情報やブログなど、閲覧者が投稿して情報を発信できるよう検討する。 | 掲載ページ数 1,000ページ | 最新且つ豊富な情報を提供することで、本市の観光PRを図る。 | 閲覧者数(H24実績) 42,789 | 掲載ページ数 1,000 | 61.13 | C | 情報の発信を行い、交流人口の拡大による地域の活性化等を図る。 最新情報を随時更新し、閲覧者数の増加を図る。 | 観光課 金砂郷産業建設課 水府産業建設課 里美産業建設課 情報政策課 | | |
| | (3) いばらきブロードバンドネットワークの活用 | 金砂郷地区の工業団地(ハイテクパーク金砂郷工業団地および宮の郷工業団地)は、ブロードバンドインターネット接続サービス未提供地域であった。本市は、既に立地している企業から要望があったことや、企業の誘致を促進する上からも、平成17年度にいばらきブロードバンドネットワークを利用可能にするため、工業団地間の光ファイバ敷設に対して、県と共に支援を行ってきた。しかし現在利用企業数が少ない状況にあることから、利用する企業を増加させる必要がある。 | ブロードバンド回線でインターネットの利用が必要である企業・事業所に対して、いばらきブロードバンドネットワークの開放を進める。 | 市内利用企業数 5社 | 昨年度同様、既に立地企業への説明は行ってきたが、新規立地企業においては、加入者系光ファイバサービスを利用する傾向にあり、コスト面からいばらきブロードバンドネットワークの利用は進んでいない状況である。 | 新規利用企業数 1 | 新規利用企業数 5 | 20.00 | E | 平成22年度に金砂郷地区において加入者系光回線が整備され、当該工業団地内でも利用可能となったことから、立地企業においてもいばらきブロードバンドネットワークより安価な加入者系光回線を利用する傾向があり、計画の修正が必要である。 | 企画課 観光課 金砂郷産業建設課 水府産業建設課 里美産業建設課 情報政策課 | | |

平成24年度 常陸太田市第2次情報化計画 (情報化の施策)の実績調べ

| 主要事項 | 実施事項 | 現状 | 具体的施策 | 目標 | 平成24年度実施内容 | 実績 (平成20年度～平成24年度累計) | | 目標 (平成24年度) | | 達成率 (%) | 進捗度 | 課題・問題点等 | 所管課等 |
|------|-------------|---|---|---|--|-----------------------|-----|------------------|----|---------|-----|--|---|
| | | | | | | 項目 | 数値 | 項目 | 数値 | | | | |
| | (4) 地産地消の拡大 | 本市では、主要産業である農林水産業の活性化を図るため、地産地消の取り組みをはじめ、生産者と消費者の顔が見える関係づくりをはじめ、地場産物の消費拡大の取り組みが必要である。 | 地場産物の紹介など、インターネットや広報紙において、情報を提供する。生産者と消費者の顔が見える関係づくりの一環として、地場産物の生産者や、取り組み状況などの情報提供に努める。 | 広報紙で地産地消の情報を掲載 インターネットで地場産物の紹介や取り組みを掲載 | 平成20年度 広報紙 旬の野菜情報12回、地産地消特集6回、 その他地産地消情報4回 朝市チラシ 6回 平成21年度 広報紙 地産地消関連情報5回 朝市チラシ 12回 平成22年度 広報紙 旬のレシビ 12回 朝市チラシ 11回 平成23年度 広報紙 農業特集・関連情報 12回 お知らせ版 不安払拭のための放射能関連情報掲載 18回 農業関連情報 3回 平成24年度 広報紙 農業特集・関連情報 14回 お知らせ版 不安払拭のための放射能関連情報掲載 24回 朝市ポスター 8回 農業関連情報 3回 HP 常陸太田まるごとマガジンでの地産地消情報ページのUP 放射能関連情報 25件+22回(124) | 広報紙、朝市チラシ等での地産地消情報の発信 | 197 | 広報紙等での地産地消情報掲載回数 | 35 | 562.86 | A | 地産地消の推進のためには、原子力発電所の事故に伴う、放射能の影響について、市民の不安払拭のため、情報を正確に迅速に提供する。 | 農政課 観光課 金砂郷産業建設課 水産産業建設課 里美産業建設課 情報政策課 |

平成24年度 常陸太田市第2次情報化計画 (情報化の施策)の実績調べ

| 主要事項 | 実施事項 | 現状 | 具体的施策 | 目標 | 平成24年度実施内容 | 実績 (平成20年度～平成24年度累計) | | 目標 (平成24年度) | | 達成率 (%) | 進捗度 | 課題・問題点等 | 所管課等 |
|-------------|--------------------|---|--|--|---|--|---|--|--------------------|---|---------------------|---------|------|
| | | | | | | 項目 | 数値 | 項目 | 数値 | | | | |
| 4 市民サービスの向上 | (1) 電子申請・届出の利用拡大 | 本市では、県と市町村とで共同整備・運営するいばらき電子申請・届出サービスを利用し、平成19年3月末現在で、住民票の写しの交付請求をはじめとする53手続をオンライン化した。しかし、公的個人認証を受けたICカードを保有していなければ申請できない手続が多く、利用が進まない状況にある。 | 公的個人認証が不要で市民に身近な手続から、オンライン化を進める。利用率向上のため、利用方法の周知を図る。 | 電子申請・届出可能手続60手続 電子申請・届出サービス利用件数1000件 | 各種申請の追加や更新を実施した。 1 いばらき電子申請・届出サービス 13件 2 簡易申請 329件 ・ご意見、ご要望をお寄せください 138件 ・金砂ふるさと体験交流施設受称応募 64件 ・金砂郷常陸秋そばオーナー応募 40件 ・こんにちは赤ちゃん訪問 27件 ・その他 60件 | 電子申請・届出可能手続 53 平成24年度電子申請・届出サービス利用件数 13 | 電子申請・届出可能手続数 60 電子申請・届出サービス利用件数 100 | 88.33 13.00 | B | ・利用者のニーズや実情に合うサービスの提供と周知 ・公的個人認証サービス電子証明書の発行手続きが複雑なため、利用件数が少ない。 | 情報政策課 | | |
| | (2) マルチペイメントの導入 | 本市における税金や使用料等の納付については、指定金融機関等での窓口納付や口座振替となっている。市民アンケートにおいては、回答者のうち約4割が「コンビニエンスストア・クレジットカードなどで税等の公共料金が支払い可能となること」を行政サービスとして望ましいものと考えており、他の地方公共団体においても既に導入されていることから、導入に向けた取り組みが必要になっている。 | 市民の利便性の向上を図るためマルチペイメントネットワーク等の利用により、コンビニエンスストア、クレジットカード、ATM等を活用した納付手段の多様化について検討する。 | コンビニエンスストア収納等マルチペイメントシステムの段階的な導入の検討 | 平成24年4月よりコンビニ収納を開始しました。 コンビニ収納の種別件数・取扱い金額 (平成24年度実績) ○市・県民税 3,024件 69,109,101円 ○固定資産税・都市計画税 2,997件 40,581,100円 ○軽自動車税 5,991件 31,881,100円 ○国民健康保険税 5,347件 91,338,400円 ○介護保険料 1,035件 8,498,500円 ○後期高齢者医療保険料 658件 3,745,300円 ○上下水道料金等 67件 2,555,000円 | コンビニ収納導入決定 | コンビニエンスストア収納等マルチペイメントシステムの段階的な導入の検討 | 80 | B | クレジットカードによる納付やペイジー (パソコンや携帯電話・ATMから支払うことができるサービス) などのマルチペイメントシステムの段階的な導入の検討 コンビニで利用できる督促状・再発行納付書の導入 (平成25年度より) 今後コンビニ対応とする料金等について協議検討 | 税務課 出納室 | | |
| | (3) 地図情報の共有化 | 本市では、地図情報の多くを電子化していない。地図情報を業務ごとに電子化することは、多くの共通するデータを作成することになり、重複投資となる。地図情報を効率的に電子化し、市民との共有化を図るには、統合型地理情報システム (GIS) を活用することが必要である。 | 県と市町村で共同整備・運営する茨城県統合型GISを活用し、行政の地図情報を可能な限り公開して、市民や企業と情報を共有する。また、航空写真の撮影と測量を実施することから、図化の必要な地図については、効率的に電子化を進める。 | 茨城県統合型GISを 【用地管理課】 登記情報、市道情報、法定外公共物情報については、県へデータ変換の試行を依頼済みである。 【都市計画課】 地形図縮小図面作成 (1/25,000・1/50,000) は、平成22年度に目標値である37,201haを達成している。 | 地形図縮小図面作成 37,201ha 都市計画図・地形図作成業務 37,201ha | 地形図縮小図面作成 37,201ha 都市計画図・地形図作成業務 37,201ha | 100.00 100.00 | B A | なし | 用地管理課 都市計画課 情報政策課 | | | |
| | (4) 自動交付機出力帳票の拡張 | 自動交付機の利用件数は少ない状況にある。その原因には、交付可能な証明書が住民票の写しと印鑑登録証明書の2種類と少ないこと、住民基本台帳カードの交付枚数が少ないことが挙げられる。住民基本台帳カードの普及啓発とともに、自動交付機で交付可能な証明書の種類を増やす必要がある。平成18年度交付実績 (自動交付機) 住民票の写し (個人・世帯) 137件 印鑑登録証明書256件 | 平成20年度に税関係の証明書を追加する。また、戸籍の各種証明書は交付件数が非常に多いことから、出力対象として検討する。 | 自動交付機による交付可能な証明書 6種類 (住民票の写し、印鑑登録証明書、軽自動車用住所証明書、市県民税所得証明書、軽自動車用住所証明書、市県民税所得証明書、市県民税課税証明書、車検用軽自動車納税証明書) 自動交付機の出力帳票の追加を検討 | 住民票の写し (個人・世帯)、印鑑登録証明書の2種類に加え、平成20年6月より市民税課税証明書、軽自動車用住所証明書、市県民税所得証明書、車検用軽自動車納税証明書の4種類を追加し、6種類の証明書の交付が可能になった。 自動交付機による証明等交付件数 (平成24年度実績) ○住民票の写し 342件 ○印鑑証明書 661件 ○軽自動車用住所証明 22件 ○課税証明書 12件 ○所得証明書 20件 ○ (車検用) 軽自動車納税証明書 3件 | 自動交付機による交付可能な証明書の種類 6 | 自動交付機による交付可能な証明書の種類 6 | 100.00 | A | なし | 税務課 市民課 情報政策課 | | |
| | (5) 住民基本台帳カードの普及啓発 | 本市の住民基本台帳カードの人口に対する普及率は、1.2% (平成19年6月末現在) と低い状況にある。住民基本台帳カードは市町村が独自に情報を記録できる機能を有しており、多目的に利用することができる。本市では自動交付機において利用しているが、自動交付機以外でも利用可能にし、市民にとって利用価値を高め、住民基本台帳カードの普及啓発に努める必要がある。 | 住民基本台帳カードの普及啓発に努めるとともに、自動交付機以外での利用を検討する。 | 住民基本台帳カード普及率 10% 多目的利用 3種類 (証明書の自動交付ほか) | 平成25年3月末までの累計の住民基本台帳カードの発行件数は2,629件となっており、平成25年3月末現在の住民基本台帳人口が56,835人であるため、本市の住民基本台帳カードの人口に対する普及率は4.63%となっている。 | 住民基本台帳カード普及率 4.63 多目的利用 (自動交付機) 1 | 住民基本台帳カード普及率 10 多目的利用 (証明書の自動交付ほか) 3 | 46.30 33.33 | D D | 当市の自動交付機の利用に必要であることは、もちろんであるが、住民基本台帳カードについて、銀行等での口座開設、携帯電話の新規購入、パスポート申請のときなど本人確認の証明として利用できることや、電子証明書の記録媒体として「ICカード」が必要となることなどをホームページやお知らせ版などに周知してきたが、さらに独自の啓発チラシを作成して窓口に着くなどとして、さらなるPRを行っていく。 | 市民課 情報政策課 | | |
| 5 行政の簡素・効率化 | (1) 業務システムの見直し | 本市では、住民基本台帳・税・国民健康保険・介護保険などの基幹業務に加え、人事記録・財務管理・給与計算・職員情報システムなどの内部業務についてもコンピュータシステムを導入している。厳しい財政状況の中、徹底した行政改革を進め、業務の簡素・効率化を図ることが必要である。 | 既にシステム化している業務のフローチャートを作成して、仕様内容を明らかにするなど、外部の専門家の力を活用して最適化を図る。 | 業務システムの調達の最適化 | ・業務システムについて、各業務担当者を対象にヒアリングを行い、業務仕様内容の精査を努め、業務の効率化を図った。 | 業務システムの調達の最適化 | B | 情報化関連投資を行う際、仕様内容・見積内容を十分に吟味できるような仕組みの構築が必要。 | 業務システム導入課 情報政策課 | | | | |
| | (2) 総合文書管理システムの導入 | 本市は必要な職員一人一台パソコンを整備し、文書のほとんどはパソコンで作成している。また、総合行政ネットワークの接続により国や県から届く文書についても電子文書となっている。文書が電子化されるに従い、効率的に文書を管理する必要がある。 | 電子化される一方で紙媒体も存在することから、文書を適切に管理するため、総合文書管理システムの導入を図る。 | 文書の收受、閲覧、決裁、登録、保存、廃棄、文書目録作成などを総合的に管理できる文書管理システムの導入 | 総合行政ネットワーク電子文書交換システムが平成23年度末に廃止され、文書の電子化が進まないことから、総合文書管理システムではなく、一部のシステム化・電子決裁化をすることとした。 | 文書の收受、閲覧、決裁、登録、保存、廃棄、文書目録作成などを総合的に管理できる文書管理システムの導入 | D | 文書の管理・保管の整備を図る中で、システムが必要なものや電子決裁が可能なもののみとし、今後文書電子化の進捗に合わせ総合文書管理システムの導入を検討する。 | 総務課 | | | | |
| | (3) 電子入札・電子納品の導入 | 建設工事・測量設計や物品・役務の調達に伴う情報提供や入札・契約等において、公正性、透明性、競争性を確保することが必要である。平成17年2月、県では建設工事等の電子入札導入を効率的かつ早期に実現するため、市町村と共同していばらき電子入札システム共同利用推進協議会を設立し、茨城建設工事等電子入札システムを導入した。現在、県と11市町で導入しているが、参加市町村数が少なく割合となっているため、本市では導入を見送っている。 | 平成20年度から22年度にかけて茨城県建設工事等電子入札システムに多くの市町村が参加することから、平成22年度の試行導入を目指す。電子納品の仕様内容を検討する。 | 茨城県建設工事等電子入札システムの導入 | 設計金額1,000万円以上の建設工事において81件を実施した。 | 茨城県建設工事等電子入札システムの導入 | B | なし | 契約管理課 建設工事等担当課 | | | | |
| | (4) レセプトのオンライン化 | 国においては、平成23年4月から医療機関と審査支払機関、審査支払機関と保険者間でレセプトを完全オンライン化することとなっている。しかし、現在のところ、全ての医療機関においてレセプト作成業務が電算化されている訳ではなく、保険者には導入経費やシステム等の内容が具体的に示されていない状況にある。今後、国から示される方向性について、適切に対処していく必要がある。 | 医療機関、保険薬局と審査支払機関を全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データをオンラインで受け渡すシステムについて、国の動向を見ながら完全稼働を目指す。 | レセプトオンライン化 | ・平成24年3月診療分(保険者へは5月送付) から、訪問看護療養費分も含めてレセプト管理システムにより原則画像レセプトとなる。H24年度画像レセプト件数: 231,096件 ※画像レセプト: レセプトはデータ化されているがオンライン化されていないもの、及び紙ベースのレセプトを国保連合会において画像化したものを含む。 【例外措置】 ※H21年11月改正 ・光ディスク等の電子媒体による請求でも可 ・電子化が困難な診療所等 (医師が高齢化など) は紙レセプトでも可 ・電子レセプト非対応のレセコンを使用している診療所等は次回更新時期まで猶予 (H26年度末まで) | 画像レセプト件数 (H24) 231,096 レセプト管理システム年間件数 (H24) 231,096 | 231,096 231,096 | 100.00 | A | ・電子レセプトによる請求は、その導入に係る費用が大きな負担となり、医療機関等における電子化については、当初、国が目指した完全義務化とはならなかった。保険者における電子化については、平成24年5月請求分からすべてオンラインによる請求の受け取りへ移行している。 | 保険年金課 | | |